

亀山市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

御旅町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

変更前 亀山市関町新所1304番地、1315番地から
1316番地、1318番地、1321番地1から
1322番地、1324番地、1326番地1から
1327番地2、1329番地、1333番地から
1334番地、1337番地から1339番地、
1343番地、1345番地から1346番地1、
1352番地から1352番地1、1454番地、
1502番地、1502番地2、1502番地4、
1510番地、1516番地1、1539番地2、
1545番地1、1577番地、1621番地、
1629番地1、1631番地から1632番地、
1635番地2から1636番地、1639番地、
1644番地から1645番地1、1649番地、
1653番地2、1664番地から1666番地、
1670番地、1672番地から1673番地
亀山市関町木崎782番地

変更後 亀山市関町新所1304番地1、1315番地から
1581番地まで、1605番地1から1605番地
13まで、1618番地から1675番地5まで、亀

山市関町木崎 7 8 2 番地、

(2) 主たる事務所の所在地

変更前 亀山市関町新所 1 6 4 1 番地

変更後 亀山市関町新所 1 3 2 1 番地 1

(3) 規約に定める解散の事由

変更前 無

変更後 この会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

3 変更の年月日

令和 2 年 9 月 1 6 日

4 変更の理由

(1) 区域

区域の見直しを行ったため。

(2) 主たる事務所の所在地

主たる事務所を公民館から会長宅としたため。

(3) 規約に定める解散の事由

解散の事由を見直したため。